

ID: 568

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	補償金の原因者に対する負担命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第38条第6項		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<b>【基準】</b> 法第38条第6項の規定による。 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) 第38条 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第4項の規定による補償の原因となつた損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日